

(別記)

令和 6 (2024) 年度茂木町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

農業産出額の米が占める割合は全体の 4 割を超え、主要な作物となっている。また、こんにゃくは町の特産農産物であり、県内でも有数の生産量を誇る。

本町における水田は、全耕地面積の約 6 割を占める。一戸あたりの水田面積は 50 a 程度と小さい。また圃場区画が小さく、湿田が多いことから、麦・大豆等の土地利用型農業が進展しない状況である。

本町南部の逆川地区と茂木地区の鮎田川流域及び神井川流域については、水田の圃場整備がほぼ完了しており、稲作が効率的に展開されている。加えていちご、なす等の園芸作物の栽培も行われている。

本町北部の中川地区・須藤地区は、典型的な中山間地域で、圃場が狭く傾斜地が多いことから、耕作放棄地が増加している。平成 12 年度からスタートした中山間地域等直接支払制度を活用して耕作放棄地の発生防止に努めている。

しかし、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数も毎年減少しているため、主要作物の水稲の耕作面積も減少傾向にある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町南部については、水田の圃場整備がほぼ完了しているため、引き続き水田作付けを推進していく。

本町北部については、典型的な中山間地域であり、圃場が狭く傾斜地が多いことから、稲作以外のいちご、なす等の高収益作物の作付けを推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本町の水田については、一戸あたりの水田面積は 50 a 程度で、圃場区画が小さく、湿田が多い。畑地化には不向きであるため、引き続き水田としての利用を推進していく。

水稻を組み入れない作付け体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産している水田については必要に応じて畑地化支援を行う。

4 作物ごとの取組方針等

町内の約 1,100ha の水田に、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

水稻の生産は、約 2,000 戸の農家で 467ha 程度作付されており、品種はコシヒカリが主である。平年単収は 500kg 程度であるが、逆川地区のような平場と須藤地区のような山間部との差が大きい。異常気象の影響を受けやすく品質のバラツキも発生する。更に、カメ虫による黒点米の発生も多く品質低下の懸念があるが、消費者と実需者のニーズに即した米づくりに取組み『安全』・『安心』を基本において、茂木町ならではの、山林から流れるミネラル成分を大量に含んだ水を利用し良食味米の生産を推進する。

(2) 備蓄米

主食用米と一括管理ができることから、小規模な稲作経営の所得確保のため推進していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

麦・大豆への転作が難しい条件不利地である茂木町では、主食用米と一体的に作付ができる飼料用米を転作作物の中心作物に位置づける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、あさひの夢を推奨し、単収を増加させ、国からの交付金制度を有効に活用する。

また、町内の養鶏業者等への直接販売も推進し、地域内流通によるコスト削減と有利販売を目指す。平成 26 年度茂木町に養鶏業者が参入したため、より多くの需要が見込まれる。また、JA が取りまとめることにより施設の共同利用やフレコン・バラ出荷を行いコスト削減を図っていく。

イ 米粉用米

茂木町の道の駅もてぎで米粉のバームクーヘンが人気になるなど需要が高まってきているため、地域内流通を図りコスト削減と有利販売を目指し生産を推進する。また、二毛作を行うことで土地の有効活用を図る。

ウ 新市場開拓用米

世界的に和食の人気が高まっており、米の新たな需要が見込めることから、生産コスト低減と多収技術を実証しながら、販売業者等と連携して取組を進めていく。また、二毛作を行うことで土地の有効活用を図る。

エ WCS 用稲

自給飼料や地域内流通飼料として有効であることから、畜産農家の需要を喚起していく。また、二毛作を行うことで土地の有効活用を図る。

オ 加工用米

飼料用米と同様、主食用米と一体的に作付ができ、筆管理の飼料用米よりも小規模農家にとっては作付がしやすいため、転作作物の中心作物として推進する。また、二毛作を行うことで土地の有効活用を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆は湿田の多い茂木町では作付実績がほとんどないが、現在作付している面積の維持を図る。飼料作物においては、二毛作と水田放牧を推進し遊休農地解消を図る。

(5) そば、なたね

地域活性化を担う重要な振興作物であることから、集落営農組織での作付を推

進し、畑作物の直接支払交付金を受けつつ、地域の需要者との契約栽培数量の維持を目指す。多くが湿田での栽培であるが、土地改良等により安定した生産を目指す。また、二毛作を行うことで土地の有効活用を図る。

(6) 地力増進作物

緑肥作物のすき込みにより、地力の回復を促進させ、有機栽培や高収益作物の生産拡大を図っていく。

- 対象作物：えん麦、アウエナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈りを含む

(7) 高収益作物

いちごを主要な品目として生産面積を維持し、こんにゃく、なす、ブロッコリー、にら、エゴマ、はとむぎ、小豆を振興作物として拡大する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	467.0		466.0		466.0	
備蓄米						
飼料用米	60.0		47.7		50.0	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米	2.5		2.3		2.5	
麦						
大豆	0.1		0.2		0.2	
飼料作物	2.1		2.1		2.2	
・子実用とうもろこし						
そば	2.5		3.4		3.5	
なたね						
地力増進作物	0.0					
高収益作物	8.1		9.0		9.1	
・野菜	7.7		8.6		8.7	
・花き・花木	0.4		0.4		0.4	
・果樹						
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0	
その他	0.7		0.6		0.7	
・こんにゃく、キャッサバ	0.7		0.6		0.7	
畑地化	7.2		0.0		0.0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米、米粉用米 （基幹作）	飼料用米等の生産性向上助成	生産性向上への取組面積 （ha）	（令和5（2023）年度） 44.9	（令和6（2024）年度） 50.0 （令和7（2025）年度） 53.0 （令和8（2026）年度） 55.0
			地域内流通への取組面積 （ha）	（令和5（2023）年度） 15.2	（令和6（2024）年度） 15.3 （令和7（2025）年度） 15.4 （令和8（2026）年度） 15.5
2	麦、大豆、飼料作物、WCS用 稲、米粉用米、飼料用米、 加工用米、そば、なたね （二毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	二毛作・二期作の取組面積 （ha）	（令和5（2023）年度） 0.0	（令和6（2024）年度） 1.0 （令和7（2025）年度） 1.1 （令和8（2026）年度） 1.2
3	飼料作物（粗飼料作物等） （基幹作・二毛作）	耕畜連携助成（水田放 牧）	水田放牧の取組面積 （ha）	（令和5（2023）年度） 1.4	（令和6（2024）年度） 2.8 （令和7（2025）年度） 2.9 （令和8（2026）年度） 3.0
4	水田で生産されたニラ、エ ゴマ、はとむぎ、なす、ブ ロッコリー、いちご（基幹 作・二毛作）	重点振興作物	重点振興作物の作付面積 （ha）	（令和5（2023）年度） 6.9	（令和6（2024）年度） 7.8 （令和7（2025）年度） 7.9 （令和8（2026）年度） 8.0
5	水田で生産された野菜等 （次のとおり）かぼちゃ、 ねぎ、さといも、ふき、こ んにゃく、ばれいしょ、た まねぎ、すいか、しょう が、きゅうり、ほうれんそ う、いんげん、うど、えだ まめ、だいこん、小松菜、 ひまわりの実、かんぴょ う、しそ、とうもろこし、 せり、かぶ、青さやえんど う、キャッサバ、スナッ プエンドウ、オクラ、トマ ト、ピーマン、小豆、クレ マチス、シクラメン、ペラ ルゴニウム、菊、青さやい んげん、わらび、タラの芽 （基幹作・二毛作）	出荷野菜等加算	出荷野菜等の作付面積 （ha）	（令和5（2023）年度） 1.4	（令和6（2024）年度） 2.0 （令和7（2025）年度） 2.1 （令和8（2026）年度） 2.2

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:栃木県

協議会名:茂木町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米等の生産性向上助成	1	5,000	飼料用米、米粉用米(基幹作)	生産性向上のため、以下の取組のうち、1つ以上に取り組むこと。 ・多収品種の使用(他の生産性向上の取組を併せて行うこと) ・直播栽培 ・家畜堆肥の施用(1t以上/10a:ただし、鶏糞堆肥施用の場合はこの限りではない) ・団地化(1ha以上) ・収穫機械の共同利用 ・フレコン・バラ出荷
2	二毛作・二期作助成	2	15,000	麦・大豆・飼料作物・WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米、そば、なたね(二毛作・二期作)	助成対象者が、助成対象水田において、対象作物を二毛作・二期作として作付した面積
3	耕畜連携助成(水田放牧)	3	13,000	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹作)	対象作物が作付けされた水田で、牛の放牧が行われていること
3	耕畜連携助成(水田放牧・二毛作)	4	13,000	飼料作物(粗飼料作物等)(二毛作)	対象作物が作付けされた水田で、牛の放牧が行われていること
4	重点振興作物	1	35,000	水田で生産されたニラ、エゴマ、はとむぎ、なす、ブロッコリー、いちご(基幹作)	・対象作物が農協、直売所等へ出荷又は販売委託出荷等が行われていること ・エゴマ、ハトムギについては、茂木町内の加工業者等への販売、加工委託等が行われていること (自ら加工する場合は、対象作物の加工品が販売されていること)
4	重点振興作物(二毛作)	2	35,000	水田で生産されたニラ、エゴマ、はとむぎ、なす、ブロッコリー、いちご(二毛作)	・対象作物が農協、直売所等へ出荷又は販売委託出荷等が行われていること ・エゴマ、ハトムギについては、茂木町内の加工業者等への販売、加工委託等が行われていること (自ら加工する場合は、対象作物の加工品が販売されていること)
5	出荷野菜等加算	1	30,000	水田で生産された野菜等(次のとおり)かぼちゃ、ねぎ、さといも、ふき、こんにゃく、ばれいしょ、たまねぎ、すいか、しょうが、きゅうり、ほうれんそう、いんげん、うど、えだまめ、だいこん、小松菜、ひまわりの実、かんぴょう、しそ、とうもろこし、せり、かぶ、青さやえんどう、キャッサバ、スナップエンドウ、オクラ、小豆、トマト、ピーマン、とうがらし、カリフラワー、クレマチス、シクラメン、ペラルゴニウム、菊、青さやいんげん、わらび、タラの芽(基幹作)	対象作物が農協、直売所等へ出荷又は販売委託出荷等が行われていること
5	出荷野菜等加算(二毛作)	2	30,000	水田で生産された野菜等(次のとおり)かぼちゃ、ねぎ、さといも、ふき、こんにゃく、ばれいしょ、たまねぎ、すいか、しょうが、きゅうり、ほうれんそう、いんげん、うど、えだまめ、だいこん、小松菜、ひまわりの実、かんぴょう、しそ、とうもろこし、せり、かぶ、青さやえんどう、キャッサバ、スナップエンドウ、オクラ、小豆、トマト、ピーマン、とうがらし、カリフラワー、クレマチス、シクラメン、ペラルゴニウム、菊、青さやいんげん、わらび、タラの芽(二毛作)	対象作物が農協、直売所等へ出荷又は販売委託出荷等が行われていること

(別紙)二毛作・二期作助成のその他要件
二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫及び出荷・販売を行うこと。 (1) 麦 農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。 (2) 大豆 農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 (3) 飼料作物 利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。 (4) 飼料用米、米粉用米 新規需要米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項)の認定を受けていること。 (5) WCS用稲 新規需要米取組計画の認定を受けていること。 (6) 加工用米 加工用米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第5)の認定又は加工用米出荷契約(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第6)を締結していること。 (7) そば・なたね 農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。 ※麦、大豆、そばのうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。
その他要件の確認方法
・麦 出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。 ・大豆 出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。 ・飼料作物 利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。 ・飼料用米、米粉用米 新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 ・WCS用稲 新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。 ・加工用米 加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。 ・そば・なたね 出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第9-4号)により確認する。

(別紙) 耕畜連携助成(水田放牧)
(1) 対象作物の粗飼料作物等の範囲
青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、グリーンミレット、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば
上記の粗飼料作物等以外で地域農再生協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる場合(新規需要米を除く)は、あらかじめ県と協議することとする。
(2) 放牧の取組要件
放牧にあつては、次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 ①当該年度における放牧の取組であること。 ②1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。 なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とする。 ③対象牛は、おおむね24か月以上の成牛又は8か月以上の育成牛であること ④ほ場の場所及び面積 ⑤牛の入退牧の時期及び放牧頭数 ⑥利用供給協定締結期間 ⑦水田放牧条件(作業分担及び品代・経費の負担) ⑧その他必要な事項
(3) 利用供給協定に含まれるべき事項
水田放牧(水田における牛の放牧の取組) ①取組の内容 ②飼料作物を生産する者 ③牛群を管理する者 ④ほ場の場所及び面積 ⑤牛の入退牧の時期及び放牧頭数 ⑥利用供給協定締結期間 ⑦水田放牧条件(作業分担及び品代・経費の負担) ⑧その他必要な事項